

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	15	担当課	土木管理課
法令名	砂利採取法	根拠条項	23-2	不利益処 分の種類	違反採取者に対する災害防止 命令		
<p>(緊急措置命令等)</p> <p>第23条 都道府県知事又は河川管理者は、砂利の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた砂利採取業者に対し、砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事又は河川管理者は、政令で定めるところにより、第3条の規定に違反して砂利採取業を行なった者又は第16条若しくは第21条の規定に違反して砂利の採取を行なった者に対し、採取跡の埋めもどしその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>							